

日本スポーツ法学会 会報 第31号

2008年（平成20年）6月25日
日本スポーツ法学会事務局
〒190-0015
東京都立川市泉町935番地236-301
総合スポーツ研究所内
TEL 042-540-1092 FAX 042-540-1089
E-MAIL : senda@sportsnet-japan.com

発行人 森川 貞夫
編集人 井上 洋一

新会長挨拶
森川 貞夫

日本スポーツ法学会の新たな社会貢献への期待

すでにホームページに新会長挨拶を書きましたので、ここではその後の私たちを取り巻くスポーツ状況から垣間見えてきているスポーツ法学への期待と果たすべき社会的役割みたいなことを綴ってみたいと思います。

たまたま昨日（5月29日）の新聞報道でJリーガーである我那覇和樹選手（川崎フロンターレ）に対するCASの「裁定」に関する関係者の言葉が掲載されていました。くわしくは一連の報道記事でご確認願いたいのですが、それらの報道で我がスポーツ法学会の前副会長であった望月浩一郎主任弁護士の記者会見での具体的な「発言」がどの記事にも欠けていたという点は不思議な話です。

唯一私が知り得たのは「本件静脈内注入は…正当な医療行為に該当することを認める心証をもつことができる」という弁護団側の説明に加えて、「どちらが誤訳かは、あきらか」という望月弁護士の発言にふれていった『赤旗』（5月29日付、スポーツ欄コラム「鼓動」）からでした。

Jリーグ側は「仲裁結果について真摯に受け止めたい。我那覇選手には精神的につらい思いをさせたなと思っています。本当に申し訳なかった。ただ、焦点となつた点滴が正当な医療行為か否か（判断するよう）当事者双方が望んでいたが、裁定されなかつたことは残念に思う」（鬼武健二チエアマン）と語ったというのですが、歯切れが悪く未だ「裁定への不満」もみせているというのです。

私たちの研究それ自体は学問的なものですが、スポーツ法学という学問の性格上、それがストレートに選手の人権・生活権に影響を及ぼすことがあり得るという事例が今回の「事件」ではないかと思うわけです。当然、Jリーグ側にも弁護士がついているわけですから同時にCASの「裁定」は、我那覇選手の人権・生活権の擁護にとどまらず法務の実務に関わる人たちのビジネスに直接関わっていくことになります。

大げさな言い方かも知れませんが、法律的実務に関

わったことない私にはスポーツ法学の学問的成果が時に選手・協会側の立場、いずれかに味方することになるというのは厳しいことではないかと思うわけです。

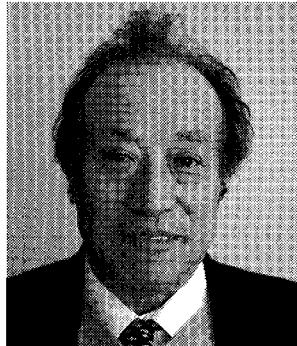
こうしたCASの「裁定」が世間の耳目を集めることはスポーツ法学にとっては「追い風」だと思いたいのですが、それだけでは学会活動を活性化させることにはならないのではないかとも思います。

したがって今後の学会活動において仮に立場を分けるような「裁定」や「判決」が出た場合にも（あえて言えば多少のリスクを背負っても）、それをいかに学会大会や課題研究会、専門委員会の活動に取り入れていくか、その機動性（フットワークの軽さ？）が必要ではないかと思うのですが、会員のみなさんはどのようにお考えでしょうか。

同時に、今回の我那覇選手の「裁定」より数週間前でしたか、「埼玉県ふじみ野市営プール事故」に対するさいたま地裁の「判決」がありました。今回の死亡事故で業務上過失致死罪に元市教委体育課長と係長が禁固刑（執行猶予付き）が言い渡されました。プール業務の管理委託を受けた業者への責任追及は地検がさらに立件の可否を判断していくことになると報じられています。

この場合、私はいつも疑問に思うのは現行スポーツ法制度の基本問題についてメスが入らないことです。ご存知のとおり学校に教師、図書館に司書、美術館・博物館に学芸員、社会教育に社会教育主事という専門職が配置されているのは学校教育法・社会教育法等によってそれぞれ専門職を配置することが法的に規定されているからです。

これはなぜ命を扱うスポーツ施設やスポーツ行政（この場合は市教委の体育・スポーツ所管課）にスポー



ツ専門職を配置しないかという問題です。もしふじみ野市教育委員会体育課にスポーツ専門職の職員が配置されて専門的にかつ系統的に管理指導を行える体制があれば今回の事故は防げたのではないかと思うわけです（一般職の方は異動があって腰を落ち着けてスポーツ業務を通じるほどには事業を継続してやれない）。

ご存知のように現行スポーツ振興法は第19条で「非常勤公務員」である体育指導委員（いわゆる公的資格は問われない）という「安上がり行政」を補完する制度しか規定されていません。ふじみ野市営プールの死亡事故は一般行政職の課長・係長の責任が追及されていますが、こういうスポーツ法制度の欠陥については問われないというのはなぜなのでしょうか。こういう点についてもスポーツ法学会会員のみなさんの意見を聴いてみたいと思います。

いずれにしても今後ますますスポーツは一方では高度化する中でスポーツをめぐるさまざまな法的諸問題はスポーツ・ビジネス分野にとどまらず広範な課題解決の場面を用意していくことが求められるでしょう。他方では市民生活におけるスポーツへの関心の増大、スポーツの生活化の進行によって、市民が安全・安心に社会生活を営むと同時にスポーツ生活を楽しむための制度的・法的条件の拡大は必須のものとなるはずです。

これらの社会的・時代的課題に応えるために私たちは何ができるのか、会長という立場というよりも学会に身を置く者の一人として心から日本スポーツ法学会の社会貢献についても自らの課題として考えていきたいと思います。本学会も創立以来10数年が経過してあらためて今後どのような活動を促進していくべきか、会員のみなさんと共に考えていきたいと心から願って挨拶に代えます。

■ 退任の挨拶

菅原 哲朗

会員の皆様お世話になりました。3年間の任期を満了し、2007年12月15日総会で会長を退任しました。

法学並びにスポーツ体育学研究者の為の学会でありながら、弁護士という法律実務家として会長職を大過なく全うすることで、やっと肩の荷が下りたという気持ちが正直なところです。

昨年は陸上競技の選手登録問題とサッカー競技のドーピング紛争が生じましたが、残念ながら相応しいスポーツADR（裁判外紛争解決機関）である日本スポーツ仲裁機構を通じての解決に至りませんでした。これもスポーツ界の法の支配への認知が十分でない証左ではないでしょうか。「スポーツ基本法」は以前より当学会が要綱を提唱してきましたが、私自身は選手アスリートの権利を守るためにもスポーツ訴権を基本的な人権と定める新立法が必要だと強く考える次第です。

スポーツ法はまだまだ世論の認知を受けていない未

開拓な法学だと思います。現在新しく生起するスポーツ界の法の支配と組織のコンプライアンスや様々な選手とのトラブル・問題さらにはスポーツ事故などの紛争解決のために、会員の研究を通じて一歩一歩調査研究発表が続いている。

もとより会長を退任しても弁護士には定年がありません。会員の一人一人の実践的な活動がさらに発展できるように、昨年新設した第二東京弁護士会の「スポーツ法政策研究会」との提携を強めながら、一理事として当学会に貢献したいと考えております。

■ 第15回大会報告 ■

1. 基調講演

道垣内正人会員（早稲田大学）は「日本スポーツ仲裁機構の仲裁・調停」と題して、機構の組織構成、所管の範囲及び実際の機能（これまでの仲裁事件取り扱いの実績など）について紹介した。また、調停活動の中身やスポーツ仲裁規則についての説明がなされ、さらに、スポーツ競技団体の裁量権との関係や創造的判断の可能性などに関わる論点が示された。講演の具体的な内容の一部は以下の通りである。



日本スポーツ仲裁機構（JSAA=Japan Sports Arbitration. 2003年4月7日設立された）は、ローザンヌに本拠を置くCAS（Court of Arbitration for Sport. 1984年設立）をモデルとしており、設立母体は財団法人日本オリンピック協会、同日本体育協会、同日本障害者スポーツ協会である。

理事のうち6名は上記3つの組織から各2名ずつ任命した者からなる。この3組織が任命する者のうち少なくとも1名は、競技者又は元競技者でなければならない。また、この6名の理事が中立理事3名を選任する構成となっている（日本スポーツ仲裁機構規程第14条）。

JSAAの存在意義および位置づけをめぐっては、「日本スポーツ仲裁機構の運営及びそのもとでのスポーツ仲裁又は調停手続に関する法律家の中立性の確保についての指針」（2006年6月23日公表・2007年3月30日改訂）において、「スポーツに造詣の深い法律家が、JSAAの運営者およびそのもとでのスポーツ仲裁手続の仲裁人・代理人、又はスポーツ調停手続の調停人・助言者・代理人として、積極的に参画することが重要である」と定められている。

JSAAの仲裁機能をめぐって、例えばスポーツ仲裁規則第2条1には「スポーツ競技又はその機関が行つ

た決定（競技中になされる審判の判定は除く。）について、競技者等が申立人として、競技団体を被申立人としてする仲裁申立てに適用される」とある。なお、申立料金は50,000円である。これまで、7件の仲裁判断が出されたが、そのほか、申立てがあったものの仲裁合意不成立になったものもある。

ドーピング紛争をめぐるJASSの対応において、申立人に上部団体、日本アンチ・ドーピング機構・世界アンチ・ドーピング機構等が含まれているのは、ドーピング問題が当事者個人の問題に止まらないことを示すと解釈されている。

JSAAの調停機能も含め、以下の五つの論点が挙げられる。すなわち、(1)確立しつつあるスポーツ法（競技団体の裁量権との関係で、競技団体には一定の裁量権が認められるなど）、(2)競技団体の選手選考決定や懲戒処分決定の取消の申立ては裁判法3条の「法律上の争訴」か？、(3)スポーツ仲裁に仲裁法は適用されるのか？、(4)決定取消だけでなく、創造的な判断をすることができるのか？、(5)仲裁判断における「付言」はどう評価されるべきか？、というものである。

2. シンポジウム

シンポジウムにおいて、斎藤健司会員（筑波大学）は「CAS及び諸外国のスポーツ仲裁・調停」と題して、CAS（=スポーツ仲裁裁判所）の歴史的推移（独立性確保や申し立ての利便性向上の経緯など）について説明した上で、ドーピングをめぐる上訴仲裁の事例増加傾向、アメリカとフランスなどにおける仲裁制度の特徴を指摘し、さらに今後のスポーツ仲裁の方向性についても言及した。スポーツ仲裁・調停制度の課題として、ADR機関と紛争解決の分類（ADR担当機関の専門的判断能力の問題など）や、スポーツADRの法制度確立の課題（スポーツ団体の紛争処理能力の限界など）等が指摘された。

辻口信良会員（弁護士）は「スポーツ仲裁・調停にまじむ紛争となじまない紛争」と題して、プロ野球の契約更改時の代理行為や、企業スポーツ選手引退後の配置換えなどをめぐる実際の紛争事例を紹介した。野



球・サッカー・ラグビー・バレーボール界における契約更改、野球における選手会との関係、サッカー落雷事件、プロボクシングジム開設事件、レジャープール壁面での小学生の事故などの実情が紹介された。そして現状の「閉塞状態」を開拓するためには、「高校生などへのスポーツ出前講座」「大学でのスポーツ法講座の設置」「スポーツ法電話相談（春と秋）」といった方策が必要であると指摘した。

森浩寿会員（大東文化大学）は「ADR研究専門委員会の活動報告とスポーツ紛争処理の課題」と題して、第1回研究専門委員会（2002年度）から第6回委員会（2006年度）までの活動実績を振り返り、「スポーツ団体の自治・自律性・裁量」と「処分手続のあり方」といった課題を挙げた。そして、「我那覇選手問題」を事例として、WADA（=世界アンチドーピング機構）規程の影響性に注目した上で、スポーツ団体「自治」（外部チェックを含む）にもとづく紛争処理システムの構築をめぐる提言を行った。また、競技団体の公共性・公益性をめぐる社会的責任にも言及し、さらに一般社団法人や一般財団法人から公益社団法人への移行をめぐる審査の不可欠性を指摘した。
(中村祐司 記)

3. 総会報告

総会において、2007年度の事業報告及び会計報告が承認された。また、2008年度の事業計画及び事業計画が提案され、了承された。

さらに、本年度は役員改選の年にあたり、以下の役員が理事会案として提案され、承認された。

会長	森川貞夫
副会長	浦川道太郎
副会長	竹之下義弘
事務局長	井上洋一
理事	小笠原正、奥島孝康、笠井修、桂充弘、 小林真理、斎藤健司、酒井俊皓、 佐藤千春、菅原哲朗、諫訪伸夫、 道垣内正人、中村浩爾、中村祐司、 濱野吉生、望月浩一郎、森浩寿、 吉田勝光
監事	白井久明、日野一男
名誉理事	千葉正士、萩原金美、山田二郎、 湯浅道男、池井優

(小林真理 記)

4. 自由研究発表

諫訪伸夫会員（環太平洋大学）と佐藤千春会員（朝日大学）の司会により、自由研究発表の第一部が行われた。発表者とテーマは以下の通り。

- ・神谷宗之介「ドーピング違反の事実認定について」
- ・馬淵 雄紀「FIFA選手代理人に関する研究」
- ・石井 信輝・守能 信次
「フランスにおけるスポーツ法典編纂に関して」

自由研究発表の第二部が、森川貞夫会員（日本体育大学）と笠井修会員（中央大学）の司会により行われた。発表者とテーマは以下の通り。

- ・吉田 勝光「スポーツ審判の法的問題に関する研究」
- ・森 克己「アスリートのパブリシティ権に関する一考察」
- ・水沢 利栄「スキー場における対人衝突事故の過失割合に関する研究」

（諏訪伸夫 記）

アジアスポーツ法学会国際研究討論会報告

2007年11月9日から12日まで、中国北京の中国政法大学において第2回アジアスポーツ法学会国際研究討論会が開催されました。

この大会は、中国法学会体育法学研究大会と同時開催で行われ、アジアスポーツ法学会の会員である、日本、中国、韓国の法律家に加え、中国の大学関係者、北京オリンピック組織委員会のメンバーの方々など大変多くの方が参加していました。

日本からは菅原会長、望月副会長、黒木会員、中村会員、尹会員、八木会員の6名が出席しました。

まず、大会1日目の全体会では菅原会長が、北京オリンピック開催に向けて予想されるさまざまな法的紛争とその対策について提言をなさりました。

各分科会では、日本の各報告者より、ドーピング、保険、施設などの点について、大変詳細かつ有用な情報が提供され、北京オリンピックを目前に控えた中国関係者の方々は非常に高い関心を示していました。

第3回アジアスポーツ法学会は2009年に日本で行われます。われわれ日本スポーツ法学会の会員も力を合わせて、準備をしていきたいと思います。

（八木由里 記）

2007スポーツ法学国際学術大会(於韓国)

第5回国際学術大会は、2007年10月5日、6日の2日間、ソウルの中央大学法学館で「スポーツの国際競争力強化の為の法的課題」のテーマの下に開催された。10月5日は、開会式とレセプションが行われ、菅原哲朗日本スポーツ法学会会長は中国のスポーツ法学会会長とともに祝辞を述べた。

10月6日午前に、「主要国家の反ドーピング制度の現況と未来」のテーマで基調報告がなされ、日本からは、日本アンチドーピング機構の浅川伸事務局長が報告した。午後は、第1分科会で「スポーツ選手のための反ドーピング問題」、第2分科会で「国際競争力強化のためのプロスポーツ選手の法的保護」のテーマで報告が

なされた。日本からは、菅原哲朗弁護士が第1分科会で「国民体育大会におけるドーピング防止法制と現象」を発表し、竹之下が討論者として参加し、石渡進介弁護士が第2分科会で「日本プロスポーツリーグにおける選手の拘束と権利保護」を発表した。

（竹之下義弘 記）

スポーツ法シンポジウム

「スポーツビジネスの展開——北京オリンピックに向けて」報告

ローエイシア・日本ローエイシア友好協会・日本弁護士会の主催、中国法学会・大韓弁護士協会の共催による、スポーツ法シンポジウム「スポーツビジネスの展開——北京オリンピックに向けて」が、2007年11月21、22の両日にわたって、弁護士会館で開催された。

このシンポジウムは、北京オリンピックの開催を翌年に控えて、日本、中国、韓国およびアジア・太平洋地域からスポーツ法の専門家をスピーカーに招き、スポーツビジネスのあり方について理解を深めるとともに、スポーツの世界における法律家の役割の重要性について議論を展開しようとするものであった。

まず、11月21日は、主催者挨拶、江本孟紀氏（野球解説者）の祝辞、山下泰裕氏（東海大学教授）の基調講演に続き、セッション1「スポーツイベントにおけるコマーシャルライツの実務」が開かれた。このセッションでは、テレビ放送権、スポンサーシップ、商品化権、施設利用権などスポーツをめぐる様々な商業的権利の法律実務について、スポーツビジネスの第一線に立つ経験豊富な専門家が刺激的な議論を展開した。特に、こうした商業的権利がどのように管理され、付与され、行使されているのか、利害関係を持つ当事者にどのような特性が見られるか、さらに、こうした権利をめぐるいわゆるアンブッシュ活動（ただ乗り）の取締りをどのように考えるべきか、などの多くの問題点について、サッカーワールドカップやオリンピックにおける経験を素材に貴重な報告があり、このテーマの急速な発展を実感した。

翌11月22日には、セッション2「スポーツにおける紛争とその解決手法」が開かれた。スポーツをめぐる紛争の特性とその解決方法の仕組みや実態について、スポーツ仲裁裁判所（CAS）、日本スポーツ仲裁機構（JSAA）、シンガポール・韓国の紛争解決機関等の活動および今後の課題が、各パネリストから報告され、興味深い討議がなされた。国際サッカー連盟（FIFA）がCASの仲裁制度を採用し各国サッカー協会へ対応を求めたことや、わが国において選手選考をめぐる紛争などに多くの仲裁実績を積み重ねつつあるJSAAの活動

により、スポーツの紛争解決は各方面から注目を集めているが、この点についてわが国および諸外国の最新の動向を知ることができ、興味が尽きなかった。

今日、スポーツ法のテーマとしては、事故や契約のような従来の問題に加え、種々の商業的権利、ドーピング、選手と所属団体の紛争等、その対象とする問題が急速に拡大しつつあり、そこに法の支配が浸透して公正性と透明性の実現が求められる時代となっている。国際的なスポーツイベントを契機に、東アジアの法律家が広くスポーツ法の意義を理解し、スポーツの分野における法律家の役割の重要性について関心を向ける有意義な機会となった。
(笠井 修 記)

ジュニアスポーツフォーラム報告

2008年2月3日(日) 杜の都仙台市の仙台国際センターにおいて「第8回ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム（財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団、財団法人日本スポーツ安全協会、日本スポーツ法学会主催）」が「交流活動（野外活動・遠征・合宿等）における心構え」をテーマとして開催された。

基調講演は、伊豆グリーン・ツーリズム協会代表の鈴木達志氏により「自然体験活動を楽しく安全に」と題して行われた。鈴木氏は、西伊豆で海・山・里・食の体験交流プログラム「ほんもの自然体験」を開発し、専門プロガイドとして活躍されており、「自然の中では謙虚さを忘れてはならない。安全第一に楽しく遊ぶ」をモットーに野外体験活動における安全対策の重要性を具体的に説明された。特に、事前調査とチェックについては、そこまでといえるほどに徹底したものであり、また、安全のために中止する勇気と中止した場合に別のアクティビティを準備しておくことを強調されていたことが印象的であった。

午後のシンポジウムは、白井久明氏（弁護士、当会々員）を座長とし、パネリストとして千葉一幸氏（宮城県スポーツ少年団指導協議会運営委員）、小西清茂氏（弁護士、当会々員）、鈴木良明氏（東京海上日動火災株式会社公務第二部次長）が参加して行われた。千葉氏は、第38回東北ブロックスポーツ少年大会の運営に携わったときの安全対策についての取り組みについて報告された。小西氏は、スポーツ少年団活動（野外活動、合宿等）に関わるアンケート調査結果に基づき報告された。続いて鈴木氏からは、野外活動・遠征・合宿における賠償事故例を中心に報告があった。

午前の部と午後の部の間に、ジュニアスポーツ法律アドバイザー登録弁護士による研究会が開催された。そこでは、登録弁護士の組織化や各地での活動状況についての報告と今後の活動についての議論がなされた。

(酒井俊皓 記)

理事会議事要録

◆◆◆ 2007年第4回理事会 ◆◆◆

日時：2007年10月27日(土) 14:00～

場所：岸記念体育会館スポーツマンクラブ

出席理事：菅原哲朗会長、望月浩一郎副会長、

小林真理事務局長、笠井修、齋藤健司、道垣内正人、

中村祐司、森川貞夫、吉田勝光

委任状提出：浦川道太郎、井上洋一、小笠原正、奥島孝康、

中村浩爾、濱野吉生

【議題】

1. 入退会の件

入会申込者4名の入会が承認された。なお、現在の会員数は284名。

- ・小野 哲（弁護士）
- ・井上 晴夫（弁護士）
- ・小林 正典（和光大学現代人間学部身体環境共生学科）
- ・大村 芳昭（中央学院大学法学部）

2. 第15回大会の件

(1) ポスターの作成について

100部作成し、法科大学院及び体育・スポーツ系大学へ配付することが承認された。

(2) 当日の進行について

以下のスケジュールで実施することが確認された。

自由研究発表(1) 9:20～

司会 諏訪伸夫（環太平洋大学）、佐藤千春（朝日大学）

自由研究発表(2) 10:50～

司会 森川貞夫（日本体育大学）、笠井 修（中央大学）

質疑応答（11:30～12:00）

総会（13:00～13:30）

基調講演（13:40～14:40）司会 望月浩一郎（弁護士）

シンポジウム（14:40～16:50）

司会 竹之下義弘（弁護士）、井上洋一（奈良女子大学）

懇親会（17:30～19:00）司会 吉田勝光（松本大学）

国際会議場斜め前の「ウルトラ・カフェ」にて開催
(参加費：4,000円)。

(3) 役割分担について

昨年の準備の流れを基本に置き、具体的な作業を確認した。その他役割分担を確認した。

(4) 事業報告案・事業計画案について

①2007年度事業報告案

今年度実施した事業を報告することで承認された。

②2008年度事業計画案

以下の内容を盛り込んで作成することが承認された。

- ①第16回大会（早稲田大学国際会議場を予定）、②合同研究会及び各研究専門委員会活動、③報第15号発行、④会報発行（年2回の予定）、⑤第7回ジュニアスポーツフォーラム開催（1月28日）、⑥アジア・スポーツ法学会学術大会への準備（2009年度日本開催）等。

日本スポーツ法学会会報 第31号

①～⑤までは、例年どおり予算を組むことが承認された。⑥の詳細については、下記5で検討した。

(5) 会計報告について

事務方で作成された会計書類を三役で確認し、監事に回すことが承認された。

(6) 役員改選について

第2回理事会で審議され承認された案によることを確認した。

3. 年報の件

笠井理事から進捗状況（原稿の依頼状況、発行は2008年7月の予定）について報告があった。

4. ニュースレターの件

担当の森理事に代わって、小林事務局長から11月に発行予定である旨の報告があった。

5. 国際学会の件

(1) アジア・スポーツ法学会（中国大会）開催について
菅原会長から、同学会への参加（菅原会長以下6名）について報告があった。

(2) アジア・スポーツ法学会国際学術大会（2009年日本開催）について

日本で開催する方向で検討し、来年早々に準備会を開くこと、2008年度予算で30万円程度の確保を予定することが承認された。

6. その他

(1) 特待生シンポジウム報告集（冊子）について
望月副会長から、600部作成したこと及び見積りが示された。一般販売単価600円とし、会員へは、会費の納入状況にかかわらず無償配布し、HPでは、郵送込みの700円（切手可）とすることが承認された。HP上で、会員には別途配布する旨を付記することも確認された。

(2) 日本学術会議への登録申請について

小林事務局長から申請をした旨の報告があった。

(3) 年報について

年報の事務局保存部数について、小林事務局長が、今年の分も遡って、新開氏と調整を図ることについて、承認された。

7. 次回日程について

平成19年12月15日(土) 第15回大会昼の休憩時に開催することが確認された。
(吉田勝光 記)

◆◆◆ 2007年 第5回理事会 ◆◆◆

日時：2007年12月15日(土) 12:10～13:00

場所：早稲田大学国際会議場市島記念会議室

出席理事：菅原哲朗会長、浦川道太郎副会長、

望月浩一郎副会長、小林真理事務局長、井上洋一、笠井修、斎藤健司、佐藤千春、道垣内正人、中村祐司、萩原金美、濱野吉生、森浩寿、森川貞夫、山田二郎、吉田勝光

委任状提出：小笠原正、奥島孝康、中村浩爾

【議題】

1. 入退会の件

入会申込者3名の入会が承認された。

・南川 和宣（岡山大学大学院法務研究科（ロースクール）准教授）

・秦 公正（中央大学法学部教員）

・難波 徹基（弁護士、のぞみ法律事務所）

現在の会員数は278名。

2. 総会の段取りの件

(1) 2007年度事業報告案および2007年度会計報告案について
監事に適正処理についての承認のサインをいただいている旨が報告された。

(2) 2008年度事業案及び年度予算案について

冒頭に、例年実施される事業の他に、アジアスポーツ法学会を追加している旨の報告が小林事務局長からあった。

(3) 理事改選について

現会長から、以下の内容で会員に提案することが承認された。

①名誉理事案として、「萩原金美理事、山田二郎理事、湯浅道男理事、池井優監事」

②理事退任に伴う秦理事案として「桂充弘、酒井俊皓」

③新理事等案として、「会長：森川貞夫、副会長：浦川道太郎、竹之下義弘、事務局長：井上洋一、理事：小笠原正、奥島孝康、笠井修、桂充弘、小林真理、斎藤健司、酒井俊皓、佐藤千春、菅原哲朗、諏訪伸夫、道垣内正人、中村浩爾、中村祐司、濱野吉生、望月浩一郎、森浩寿、山田二郎、吉田勝光、監事：白井久明、日野一男」

④新会長から、役員案として「会長：森川貞夫、副会長：浦川道太郎、竹之下義弘、事務局長：井上洋一、監事：白井久明、日野一男」

3. アジアスポーツ法学会の理事改選の件

菅原会長から、アジアスポーツ法学会の理事について、日本スポーツ法学会の役員改選に伴い、理事7名案（森川会長（新）、浦川副会長（再任）、竹之下副会長（新）、井上事務局長（新）、菅原理事（再任）、望月理事（再任）、小林理事（再任））が提案され、承認された。顧問については、引き続き奥島理事を再任し、欠員となっている残る1名は、アジアスポーツ法学会を視野に入れつつ人選をすることが承認された。

4. 報告事項

(1) 日本学術会議への登録完了の件

小林事務局長から、登録完了の旨が報告された。

(2) その他

斎藤理事から、国際スポーツ法学会に参加したこと及び状況について報告があった。

5. 次回日程について

平成20年1月26日(土) 午前11時から、スポーツマンクラブ（予定）。
(吉田勝光 記)

◆◆◆ 2008年 第1回理事会 ◆◆◆

日時：2008年1月26日(土) 11:30～13:00

場所：岸記念体育会館スポーツマンクラブ

出席理事：森川貞夫会長、浦川道太郎副会長、

竹之下義弘副会長、井上洋一事務局長、笠井修、

日本スポーツ法学会会報 第31号

菅原哲朗、道垣内正人、望月浩一郎、森浩寿、吉田勝光
委任状提出：小笠原正、奥島孝康、桂充弘、小林真理、
斎藤健司、諏訪伸夫、中村浩爾、中村祐司、濱野吉生

【議題】

1. 入退会の件

前回理事会からの変動なし。現在会員総数：278名。

2. 活動計画及び会議日程の件

次の日程で開催することが承認された。

第1回理事会 1月26日(土) 11:30～

第2回 4月19日(土) 13:00～

第3回 7月19日(土) 11:00～

理事会及び夏期合同研究会

第4回 9月13日(土) 13:00～

第5回 10月25日(土) 13:00～

第6回 12月14日(日)

第16回大会開催日の昼食休憩時

3. 役員及び役割分担の件

(1) 役員

上記役員については総会で承認済みであることが確認された。

会長 森川貞夫

副会長 浦川道太郎

副会長 竹之下義弘

事務局長 井上洋一

理事 小笠原正、奥島孝康、笠井修、桂充弘、
小林真理、斎藤健司、酒井俊皓、佐藤千春、
菅原哲朗、諏訪伸夫、道垣内正人、
中村浩爾、中村祐司、濱野吉生、
望月浩一郎、森浩寿、吉田勝光

監事 白井久明、日野一男

名誉理事 千葉正士、萩原金美、山田二郎、湯浅道男、
池井優

事務局員として、崔会員にアジアスポーツ法学会大会の関係でご担当をいただくようにお願いすることが承認された。

(2) 委員会ほか

下記のとおり確認ないし承認された。

年報編集委員会 笠井修、斎藤健司、森浩寿

会報担当 森浩寿

ホームページ担当 中田誠

大会担当 大会準備時に決定する。

夏期合同研究会担当 未定。

書記 吉田勝光

会計、名簿管理 須崎とも子

(3) 部会（4委員会）

事故判例研究専門委員会については、従来通り委員長：望月浩一郎理事、幹事：吉田勝光理事が確認された。

ADR研究専門委員会については、萩原金美名誉理事が退かれ、新委員長に竹之下義弘副会長にお願いをすることが承認され、幹事は森浩寿理事であることが確認された。

スポーツ契約等研究専門委員会については、委員長が

浦川道太郎副会長であることが確認され、幹事は、山崎卓也弁護士及び石渡進介弁護士の了解を得られれば、松本泰介弁護士にお願いすることが承認された。

スポーツ基本法立法専門委員会については、委員長：菅原哲朗理事を確認した。幹事を中村祐司理事に依頼することが承認された。

(4) アジアスポーツ法学会理事

アジアスポーツ法学会の理事として、森川貞夫会長、浦川道太郎副会長、竹之下義弘副会長、井上洋一事務局長、菅原哲朗理事、望月浩一郎理事、小林真理理事が就任することで手続き進めることを承認した。

(5) アジアスポーツ法学会顧問

アジアスポーツ法学会顧問としては、奥島孝康理事の他に、中国とのやりとりができる人を1名追加することの承認を行った。

4. 夏期合同研究会の件

基本的には、スポーツ基本法ないしスポーツ振興法改正関係で開催するとして、4月の理事会までに決定する必要があることから、3月11日のシンポジウムのあとに三役を中心として詰めることが承認された。

5. 各専門委員会活動の件

各委員会から、現況が報告された。

6. 第7回ジュニアスポーツフォーラムの開催の件

2月3日に仙台で実施する予定であるとの報告があった。

7. 2009年アジアスポーツ法学会の件

2009年アジアスポーツ法学会大会の役員として、菅原哲朗理事（前会長）、浦川道太郎副会長、崔先生に依頼することが承認された。

8. 年報の件

笠井理事から、3月締め切りで、原稿の提出をお願いしている、との報告があった。

9. ニュースレターの件

準備をすすめているとの報告があった。

10. その他

東京第二弁護士会とのシンポジウムの共催について、ハンドボール審判をめぐる問題を取り上げることが承認された。杉山氏、伊藤氏、森川会長の3人によるシンポを3月11日(火)夕方に開催することが承認された。

11. 次回日程について

平成20年4月19日(土)午後1時から、スポーツマンクラブで（予定）。
(吉田勝光 記)

◆◆◆ 2008年第2回理事会 ◆◆◆

日時：2008年4月19日(土) 13:00～14:30

場所：岸記念体育館スポーツマンクラブ

出席：森川貞夫会長、竹之下義弘副会長、井上洋一事務局長、

菅原哲朗、笠井修、佐藤千春、濱野吉生、望月浩一郎、

酒井俊皓、斎藤健司、白井久明（監事）、

崔光日（アジアスポーツ法学会担当事務局員）、

中田誠（事務局員）、

委任状提出：浦川道太郎、吉田勝光、道垣内正人、桂充弘、

中村祐司、中村浩爾、小林真理、諫訪伸夫、森浩寿
開会に先立ち、崔光日（アジアスポーツ法学会担当）が紹介され、会議に加わっていただくこととした。

【報告事項】

1. 理事・事務局員の役割分担について

井上事務局長より、一部未確定であった理事・事務局員の役割分担についてその後の経過が報告された。スポーツ基本法立法研究専門委員会の幹事として中村祐司理事があたること、学会事務局員として平井千貴会員が加わることが承認された。

2. 竹之下副会長から、仙台で行われた第7回ジュニアスポーツ・フォーラムと「ハンドボール北京オリンピック予選問題を考える」のシンポジウムについて無事終了した旨の報告がなされた。

【審議事項】

1. 入退会について

入会希望者2名の入会が承認された。これにより会員数は279名となった。

- ・眞次 宏典（松本大学）
- ・中村 良（朝日大学）

夏期合同研究会開催のお知らせ

北京オリンピックを目前に控え、国会を中心としたスポーツ振興法の一部改正が議論されています。そこで、今年度の夏期合同研究会では、これら振興法の改正や基本法を視野に入れ、以下のテーマでシンポジウムを計画しました。奮ってご参加ください。

日時：7月19日（土）午後1時～3時30分

場所：日本体育協会理事監室（岸記念体育館2F）

全体テーマ：「スポーツ振興法改正問題について」

パネラー報告

尹 龍澤（創価大学）

「スポーツ権の位置づけと基本法の役割」

中村 祐司（宇都宮大学）

「スポーツ振興法の改正論議におけるプロセスと内容についての考察」

佐伯年詩雄（平成国際大学）

「アドバイザリーボードからみたスポーツ法創設の動きとその政治的背景」

2. アジアスポーツ法学会の準備について

森川会長からこれまでのアジアスポーツ法学会の準備についての報告があり、新しい実行準備委員会を立ち上げることになった。この委員会の会長には奥島会員、副会長に菅原会員、事務局長に森川会長、事務局次長に竹之下副会長をあてるという案が示され承認された。開催日としては、2009年9月案が示され、そのテーマについては、今後検討することとした。

3. 夏期合同研究会について

7月19日（土）に開催される夏期合同研究会のテーマについて、スポーツ振興法の改正と基本法などをテーマとし、スポーツ基本法立法研究専門委員会を中心にその内容を検討し、依頼することとなった。

4. 第16回大会について

12月14日（日）開催予定の第16回大会のテーマについては、種々意見交換し、7月の理事会で再度検討することとした。

5. 年報について

作成状況については順調に進んでいる旨の報告がなされた。

6. ニュースレターについて

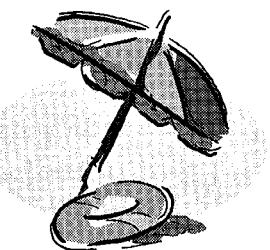
今年度2回の会議録までを収録する方向で進んでいるという報告がなされた。

7. 次回日程について

平成20年7月19日（土）11時

より岸記念体育館スポーツマンクラブで開催予定

（中田 誠記）



第16回大会について

今年の学会大会を下記の日程で開催を予定しています。今回は、例年の土曜日ではなく日曜日の開催となりますので、ご注意下さい。

詳細については、改めてご連絡致します。

日時：2008年12月14日（日）9:30～（予定）

会場：早稲田大学国際会議場3F

テーマ：未定

スポーツ六法 2008

◆法令だけではない面白さ◆スポーツ活動に関わる情報満載まさに百科◆
通知・通達・競技団体規約・各種憲章・判例・仲裁判断等、様々な場面に
【編集代表】小笠原正・塙野宏・松尾浩也 四六巻
【編集委員】浦川道太郎・川井圭司・菅原哲朗・高橋雅夫/
道垣内正人・濱野吉生・守能信次・森浩寿・吉田勝光 本体3,000円(税別)

導入対話による スポーツ法学(第2版)
小笠原正 井上洋一 川井圭司 斎藤健司 中田誠 著
諫訪伸夫 濱野吉生 森 浩寿 本体2,900円(税別)

商品スポーツ事故の法的責任 中田誠 著
潜水事故と水域・陸域・空域事故の研究 本体6,200円(税別)

●信山社 〒113-0033 東京都文京区本郷6-2-9-101 東大正門前
http://www.shinzansha.co.jp TEL:03(3818)0109 FAX:03(3818)0344 E-mail:order@shinzansha.co.jp

スポーツ政策の 現代的課題

諫訪伸夫・井上洋一
斎藤健司・出雲輝彦/編

スポーツ政策に関するはじめての体系的テキスト。原理から制度論、リスクマネジメントまで、外国と比較しながら今日の課題を解明する。

目次 第1章 現代体育・スポーツ政策と行政／第2章 スポーツ振興政策の現状と課題

目次 第3章 競技スポーツ政策の現状と課題／第4章 諸外国のスポーツ政策

目次 第5章 体育・スポーツ事故とリスクマネジメント

■好評発売中／定価2,940円／A5判 ISBN978-4-535-58514-0

日本評論社 〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4 http://www.nippyo.co.jp/
TEL:03-3987-8621/FAX:03-3987-8590(表示価格は税込)